

2012年 11月 9日

千代田区教育委員会 教育長 山崎芳明 様
同事務局 子ども施設課 御中

社団法人 日本建築家協会（JIA）関東甲信越支部
保存問題委員会 委員長 左 知子
千代田地域会 代 表 赤堀 忍

九段小学校・幼稚園施設整備計画の公開資料等についての質疑書

貴委員会におかれましては、日頃よりこども達の教育環境の充実のために、主導的な役割を果たされておられることに、心より敬意を表します。

さて、貴区のホームページに「九段小学校・幼稚園施設整備計画」として公開されています「九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会」（以下「協議会」と表記）の議事録ならびに協議会資料を拝見いたしました。非常に重要な認識・観点を含んだ議論がなされていることを理解したところでございます。

ご承知のように、本年9月の建築基準法施行令の一部改正により、今まで協議会で議論されていた大きな前提の一つであります「既存建築物の大規模改修や増築が困難」との条件を根本から見直す可能性が出てまいりました。

この大きな環境変化があったことなどを踏まえ、以下の諸点につきまして、質疑をさせていただきますと存じます。

今後の協議会の際に確認していただき議論を深めていただければ幸いです

各項目につきまして、書面にてご回答をいただけることを、お願い申し上げます。

（目次）

1．最新の建築基準法施行令の改正について	p . 2
2．コンクリートの中性化のイメージ図等について	p . 2
3．階段の蹴上寸法について	p . 2
4．普通教室の採光面積について	p . 3
5．建物の高さ制限について	p . 4
6．教室の所要単位面積について	p . 5

（補足事項）

- 1．九段小学校校舎の歴史的・文化的価値などについて
- 2．「復元的保存」という用語について

1. 最新の建築基準法施行令の一部改正について

(建物を保存する場合の制限について)

質問

今後の協議会では、保存活用案の検討のため、新しく「建築基準法施行令の一部改正」を考慮に入れたケーススタディの提示が必要となったと考えられますが、どのような対応を検討されていますでしょうか。

[注記]

本年 9 月の建築基準法施行令の一部改正により、構造については、制限の緩和が施行されました。改正以前は、既存面積の 1 / 2 以上の増築の場合、耐震診断で補強などの必要が無いという結果が出ていても、現行の構造耐力規定に適合しない工法や材料部分が不適合となってしまう矛盾がありましたが、今回の改正により、大きく緩和されました。

2. コンクリートの中性化のイメージ図等について

(コンクリートの中性化とクラックは別の事柄です)

質問

「平成 21 年度の耐震診断時に比べコンクリートの中性化が進んでいた」とありますが、どの程度中性化が進んだのか、また、どの程度のクラックがあったのか、具体的な資料でご教示いただけるよう、お願いいたします。

[注記]

第 1 回協議会資料の【コンクリートの中性化のイメージ】図には、九段小学校・幼稚園校舎において「中性化が進んでいる状態」として「大きなクラック」があるかのように理解される図が描かれていますが、中性化とクラックは別の事柄です。それぞれについて具体的比較が必要です。

3. 階段の蹴上寸法について

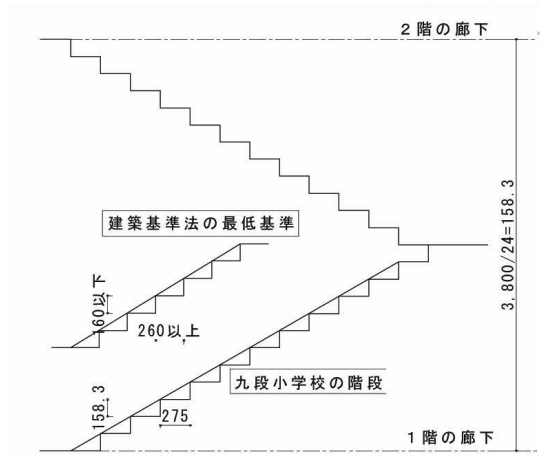
(文献からの検証)

質問

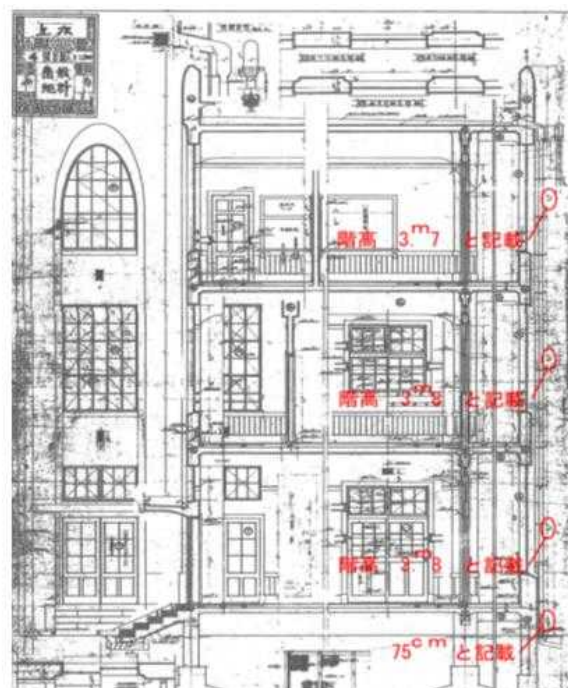
文献によりますと、蹴上寸法は 15.38 c m となり、現行の建築基準法に適合しています。協議会の資料どおり蹴上が 16.5 c m とすれば、階段の段数が 23 段であるか、階高が 3.8m よりも大きい数値であるかのいずれかということになりますので、事実関係の照合をお願いします。

[注記]

九段小学校の既存校舎の設計図(東京都公文書館所蔵)によると、九段小学校の高さは、玄関から 1 階まで 75 c m、階段段数 5 段、1 ~ 2 階および 2 ~ 3 階の階高は 3.8m、階段の段数は 24 段です。計算すると、蹴上の寸法は 15.83cm となります。また、踏面の寸法は 27.5cm となっています。<次ページに図>



階高・段数・蹴上の関係



設計図の記載

4. 普通教室の採光面積について

(文献からの検証)

質問

建築基準法によれば、特徴的なデザインである窓の形状を変更しなくても十分に採光面積を確保していると思われませんが、協議会の資料で「法的基準である床面積の1/5の採光を確保するには窓を拡張する必要があるため構造体にも影響があり、改修することが困難です」とある理由をお示しいただきたいと思います。

[注記]

実測調査資料が無いので、上記の設計図（東京都公文書館所蔵）により、普通教室の採光面積を検証します。

1・2階 普通教室

幅1.6m、高さ2.5mの長方形窓が3箇所あります。

有効採光面積は、 $4.00 \text{ m}^2 \times 3 \text{ 箇所} \times \text{採光補正係数 } 3 = 36.00 \text{ m}^2$

3階 普通教室

幅1.6m、高さ2.5mの放物線アーチ形窓が3箇所あります。

有効採光面積は、 $3.44 \text{ m}^2 \times 3 \text{ 箇所} \times \text{採光補正係数 } 3 = 30.96 \text{ m}^2$

いずれも、建築基準法に定める必要採光面積 11.62 m^2 (教室面積 $58.1 \text{ m}^2 \times 1/5$) を大きく上回っています。建築基準法では、校庭や公園に面する窓の場合、実際の窓面積に採光補正係数(九段小学校では3)が掛けられます。

5. 建物の高さ制限について

(建築基準法の斜線制限について)

質問

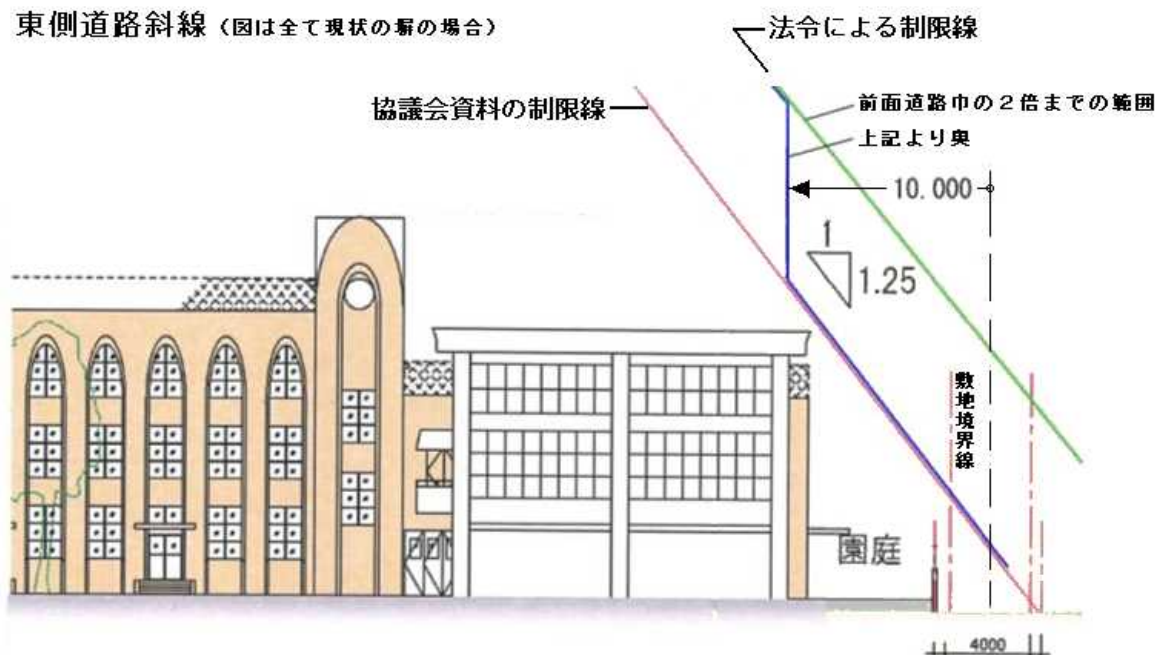
第2回協議会の資料に示された「CASE-1」では、法令による斜線制限とは異なる制限線により、体育館部分のボリューム・形状が著しく制約され、「高さ制限のため、プールは日照の確保できない地下への設置となります」とし、一方では「体育館棟の規模が大きくなるため、校舎の時計塔が隠れてしまいます」と、ありますが、基準法に従えば、高さの制約はより緩やかで、プランニング次第で様々な解決が可能と考えられます。別途規制理由があればお示しいただきたいと思います。

[注記]

建築基準法では、広い南側道路の境界線からその道路幅員の2倍かつ35m以内の範囲及び東側の細い道路の中心線からの距離が10mを越える部分では、広い南側前面道路と同じ道路幅とみなして斜線制限が適用されます。(建築基準法施行令第132条1項)

塀の高さ・建物の外壁位置によっては、仮想道路復員を広くすることができる(131条の2第3項)ため、道路斜線制限は、さらに緩和できる可能性があります。

東側道路斜線 (図は全て現状の塀の場合)



6 . 教室の所要単位面積について

(普通教室の所要単位面積についての創造的な対応)

質問

普通教室の単位面積と児童数の関係について、九段小学校の要望、今後の見通し等について、どのように把握されているか、ご教示いただきますよう、お願いいたします。

[注記]

小学校の施設については、学校教育法第3条の規定に基づき、校舎全体の最低基準面積が定められ、学校の設置者はこの基準より低下した状態にならないようにすると共にこの水準の向上を図ることが法律上義務付けられていますが、現在のところ普通教室面積についての具体的な文部科学省の基準はありません。

昭和25年当時、文部省の標準設計で63㎡という基準がありましたが、昭和33年当時の都道府県の1教室の児童数は60名、国の基準の児童数は50名であり、現在は35名に引き下げられ、さらに少子化の傾向を辿っているので一概に普通教室の面積単位を論じることはできません。

国庫補助基準には74㎡という数字がありますが、教室の大きさを一律に定めたものではないと文部科学省では説明しています。教室の面積は、敷地条件や、学校側の構想や保護者の要望等を考慮し、多角的に判断することになっています。この補助基準は、1学級が45人標準だった時代に設定され、面積基準で1人あたり1.64㎡(畳1枚相当)になっていて、35人教室であれば57.4㎡となり現状の九段小の面積と符合します。

オープンスクールシステムをはじめとした教育空間の仕組みの多様化や、パソコン等の教育機器の導入などで教育環境が激変し、少子化により、逆に一人当たりの面積が増加している今日、教室面積については多角的な検討が望まれます。

(補足事項)

1. 九段小学校校舎の歴史的・文化的価値などについて

九段小学校の既存校舎は、すでに、経済産業省により「近代化産業遺産」、千代田区により「景観まちづくり重要物件」に指定されていますが、さらに、次のことが指摘できるほどに、その歴史的・文化的価値は高いものと言えます。

国の登録有形文化財の条件(注)を満たしており、申請すれば登録され得ること
千代田区指定文化財や東京都指定文化財とすることも可能なこと
愛媛県の日土小学校のように、おそらくは将来的には国の重要文化財にも指定され得ること

(注)登録有形文化財登録基準(文部科学省告示第44号)

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

また、長い間地域にあって親しまれ、多くの卒業生が育った区立小学校では、地域のアイデンティティを支えるシンボルとしての価値、歴史を証言する事物に子どもたちが直に触れ合うことによる教育的価値が注目されます。近年「文化財」の制度上の取扱いは柔軟になっており、現在の教育環境に合わせた改修例が増えています。

2. 「復元的保存」という用語について

協議会の資料では、「復元的保存」として「エレメント保存」「インテリア保存」「部分保存」「外壁保存」の4つが挙げられていますが、これらは「復元」とは別の範疇で、一部を保存する場合の保存箇所による分類です。また、建物を全て解体してイメージのみを継承する案(CASE-2)を「復元的保存案」と同資料にて称されていますが、歴史的建造物の保存についての通念では、これは「復元」、「保存」のいずれとも見做されません。

「東京駅丸の内駅舎」(国の重要文化財)が「復元」の事例として資料にあります。イメージ継承を「復元的保存」と称することによって、「復元的保存案」として東京駅が一番いい見本だと思う(議事録より)」というような概念混乱が発生する恐れがあります。

(以上)